

渋川市物品等の契約に係る業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、渋川市物品等入札審査会設置規程（平成18年訓令第28号）に定めるもののほか、渋川市が発注する物品の製造、物品の買入れ及び役務（建設コンサルタント業務（設計又は監理等に係る業務をいう。）を除く。）の提供等の契約（以下「物品等の契約」という。）に係る入札業務等の公正な執行に関して必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格審査申請書の提出)

第2条 市長は、物品等の契約を希望する業者に対し、「渋川市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等」（平成18年告示第7号）で定めるところにより、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を提出させるものとする。

(資格審査)

第3条 市長は、申請書を提出した業者の適格性の判定（以下「適格審査」という。）及び等級別格付の審査の適正を期するため、渋川市物品等入札審査会（以下「審査会」という。）に審査を行わせるものとする。

(適格審査)

第4条 審査会は、業者から提出された申請書及び添付書類により、その適格性を審査し、判定するものとする。

2 適格審査は、第2条の規定により入札参加資格者審査申請書を提出した業者について申請書及び添付書類を基礎として、入札参加業者として適格性を審査するものとする。

(等級別格付の審査)

第5条 審査会は、第4条の適格審査に合格した業者について、別表1に基づき審査採点し、等級別格付を行うものとする。

(指名競争入札参加業者の選定)

第6条 審査会は、有資格業者名簿に登録され等級別に格付された業者の中から、第10条に規定する予定価格の区分に基づき、指名競争入札参加業者を選定するものとする。ただし、選定に当たっては次の各号に留意しな

なければならない。

- (1) 経営及び信用状況
 - (2) 不誠実な行為の有無
 - (3) 当該契約についての技術的適性又は履行能力
 - (4) 地理的条件
- (競争入札の参加制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、原則として入札に参加させてはならない。

- (1) 同一物品等の契約における入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる者
- (2) 談合その他の理由により、渋川市から損害賠償請求を受け、指定した期日までに当該請求に係る損害賠償金を完納せず、提訴された者

(発注標準)

第8条 第5条の等級別格付の基準は、次のとおりとする。

区 分	A 等級	B 等級	C 等級
資格判定基準の配点合計値	14点以上	8点以上	8点未満

(指名業者数)

第9条 入札参加業者の指名業者数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、特殊性の高い物品等の契約の場合は、この限りではない。

区 分	5人以上	6人以上	7人以上
予定価格	300万円未満	300万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上

(発注の区分)

第10条 各等級別に格付けされた業者への発注の標準金額は、次のとおりとする。ただし、特殊性の高い物品等の契約の場合は、この限りではない。

区 分	A等級	B等級	C等級
予定価格	制限なし	1,000万円未満	200万未満

(随意契約の特例)

第11条 随意契約による場合の業者の選定は、第6条の規定を準用し、有資格業者のうちから選定するものとする。ただし、小規模工事等希望者登録要綱に定める金額以下の物品等の契約の場合は、当該登録者名簿に登載されている者から選定することができるものとする。

2 随意契約において、特殊な物品等の買入れ契約に当たり、販売等を行う者が特定されていて、有資格者の中から選定できない場合で市長が認めた場合は、有資格者以外の者を選定することができる。

3 第7条の規定は、随意契約による場合の業者の選定について準用する。

附 則

この要領は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

指名登録申請業者の資格判定基準

種 別	区 分	配点
生産高・販売高	500万円未満	1
	500万円以上1,000万円未満	2
	1,000万円以上3,000万円未満	3
	3,000万円以上10,000万円未満	4
	10,000万円以上	5
自己資本額	300万円未満	1
	300万円以上500万円未満	2
	500万円以上1,000万円未満	3
	1,000万円以上3,000万円未満	4
	3,000万円以上	5
流動比率	50%未満	1
	50%以上70%未満	2
	70%以上100%未満	3
	100%以上120%未満	4
	120%以上	5
営業年数	3年未満	1
	3年以上5年未満	2
	5年以上10年未満	3
	10年以上20年未満	4
	20年以上	5